

令和7年度多摩市立小・中学校教員公募実施要領

公募とは、現に東京都区市町村立小・中・特別支援学校に勤務している正規教員が、令和8年4月1日の異動に向け、自分のもつ能力や適性を生かし、自分の意志で応募できる制度です。チャレンジ精神に富み、意欲あふれる教員の積極的な応募をお待ちしています。

1 趣旨

多摩市教育委員会は、本市の教育施策に関心をもつとともに、その具現化に意欲のある指導力の高い教員を募集します。

2 多摩市の教育施策

- (1) ESD (Education for Sustainable Development) の充実・発展
- (2) 基礎学力の向上と英語教育の推進
- (3) 特別支援教育の推進
- (4) 不登校対策
- (5) 働き方改革の推進

3 多摩市の求める教員像

多摩市の教育施策に関心のある方、特にESDを通じて、問題解決的な学習を実践・推進する意欲のある先生を募集します。この他、専門教科の実践研究に実績があり、若手教員の育成や研究の質的向上に貢献いただける先生、特別支援教育に実績のある先生、教育管理職を目指し、これからの学校をつくっていかうとする情熱のある先生を募集します。

4 実施公募（人数）及び応募の要件

別紙<実施する公募>及び別紙<応募の要件>による。

5 応募の手続き

(1) 都様式の提出

- ①提出書類：(都様式) 区部・市部公立小中学校教員公募応募用紙
- ②提出期限：応募者の所属する教育委員会の定める期日
- ③提出先：応募者の所属する学校の校長

(2) 多摩市様式の提出

- ①提出書類：(多摩市様式) 自己推薦書
※様式は多摩市公式HPにて早めにダウンロード願います。
- ②提出期限：令和7年10月20日(月)まで
- ③提出先：多摩市教育指導課教員公募担当宛て(電子メールでの提出が困難な場合は、下記担当宛てにご連絡ください)。
※電子メールアドレス tm713000@city.tama.tokyo.jp
※電子メールの件名は「教員公募自己推薦書」としてください。

6 選考の方法等

書類審査(公募応募用紙、自己推薦書)後に、面接を実施し総合的に判断します。

※書類審査で不合格となった場合はその旨を対象者に通知しますのでご了承ください。

※面接は令和7年11月上旬～下旬頃に実施予定です。面接日は対象者に別途通知します。

別紙＜実施する公募＞

令和7年度 多摩市立小・中学校教員公募の募集枠について

- ◆下記の表において次のとおりの募集・採用とする（応募可能な公募を選択のうえ申込みください）
 【小学校】どちらかの枠で募集・採用とする ⇒ 小全等、特別支援学級・教室等の枠 と CSの枠
 【中学校】どちらかの枠で募集・採用とする ⇒ 中学校（各教科）等、特別支援学級・教室等の枠 と CSの枠

募集する教科					
校種 (募集)	職層等	小全等	中学校 (各教科) 等	特別支援学級・ 教室等	CS
小学校 (31名)	教諭			情緒(教室) (2)	小全 (23) 音楽 (2) 図工 (1) 養護 (3)
	主任	小全 (23) 音楽 (2) 図工 (1) 養護 (3)			
	主幹				
中学校 (16名)	教諭			知的(固定) (1) 情緒(固定) (1)	国語 (1) 数学 (4) 技術 (1) 家庭 (1) 音楽 (1) 美術 (1) 体男 (1)
	主任		国語 (1) 数学 (4) 技術 (1) 家庭 (1) 音楽 (1) 美術 (1) 体男 (1)		
	主幹		数学 (3) 体男 (1)		数学 (3) 体男 (1)

- 【参考】書類審査（公募応募用紙、自己推薦書）後に、面接を実施し総合的に判断します。
 ①書類審査は【都様式】公募応募用紙及び【市独自様式】自己推薦書による審査です。
 ②書類審査で不合格となった場合はその旨を対象者に通知しますのでご了承ください。
 ③面接は令和7年11月上旬～下旬頃に実施予定です。面接日は対象者に別途通知します。

別紙＜応募の要件＞

(令和7年5月7日付7教人職第290号 東京都教育委員会教育長による発出文書より抜粋)
教員用「令和7年度(令和8年4月1日異動) 公立小中学校教員公募の実施について(通知)」

応募の要件

- (1) 令和8年3月31日時点で、都内公立学校に勤務する教員で、島しょ地区公立小中学校教員公募を除き、現任校実勤務年数が3年以上の者を対象とする。(令和4年度以降の4級職選考合格者は、主任教諭としての実勤務年数を合算する。)
- (2) 対象地区の教育施策、対象学校の特色ある学校づくりを理解し、高い関心や意欲のある者を対象とする。
- (3) 公立学校教員を対象とした他の公募(都立学校の公募も含む)に重複して応募することはできない。
- (4) 定期異動実施要綱の「第5 異動の方法 1 異動地域の指定・ステージ制の活用」に照らし、異なる3つの地域を経験していない者又は2つのステージを経験していない者は、経験のある地域に含まれる地区に応募することはできない。
- (5) 公募に応募できない者
 - ア 教育管理職、教育管理職候補者及び令和7年度教育管理職選考受験者
 - イ 令和7年度4級職選考受験者(現在主幹教諭で、指導教諭を受験する者を含む。)
 - ウ 令和7年10月1日現在、休職中又は育児休業中の者
 - エ 令和7年度に在外教育施設派遣期間中の者、東京都との人事交流協定書により国立大学法人の附属学校等に勤務する者
 - オ 令和8年度から、降任を予定している者
 - カ 令和8年度に育児休業を予定している者(育児休業取得時期及び期間による。)
- (6) 令和7年度主任教諭選考受験者は主任教諭として応募することはできない。
- (7) 所属長及び所属する教育委員会の推薦を得られた者を対象とする。ただし、必異動対象教員(現任校で、実勤務年数6年以上の者)については、推薦がなくても応募できる(応募用紙の提出先は所属長とする。)
- (8) 区部・市部公立小中学校教員公募の小学校英語専科教員枠については、現在、区市町村立小学校に勤務し、小学校教諭普通免許状に加えて令和7年10月1日時点で既に英語の中学校又は高等学校教諭普通免許状を所有している者で、英語専科としての指導力・経験・実績がある者とする。
- (9) 区部・市部公立小中学校教員公募の小学校理科推進教員枠については、現在、区市町村立小学校に勤務し、理科教育推進教員や小学校全科(理科コース)の採用者など、理科教育の専門性に長け、指導力・経験・実績がある者とする。
- (10) 区部・市部公立小中学校教員公募の義務教育学校枠については、現在、区市町村立小・中学校に勤務し、令和7年10月1日時点で小学校教諭普通免許状と中学校教諭普通免許状の両方を所有し、前期課程及び後期課程両方の指導が可能な専門性を有する者とする。
- (11) コミュニティ・スクール教員枠については、新規採用後1回目の異動に該当する者は応募の対象とならない。

また、令和2年度以降に新採特例過員となった者も同様の扱いとする。
- (12) 都立学校に勤務する教員は、島しょ地区公立小中学校教員公募、西多摩地区公立小中学校教員公募に応募することができる(ただし、島しょ地区公立小中学校教員公募に申し込むことができる都立学校に勤務する教員は、現任校の実勤務年数が3年以上の者に限る。)。区部・市部公立小中学校教員公募には、特別支援学級・教室等枠、自立支援施設枠、区立特別支援学校枠、健

康学園枠とコミュニティ・スクール教員枠に応募することができる。

なお、都立学校に勤務する主幹教諭は、千代田区立九段中等教育学校にのみ応募することができる。